高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

平成17年11月１日

条例第127号

改正　平成17年12月22日条例第252号

平成23年12月19日条例第29号

平成24年３月22日条例第10号

平成26年３月20日条例第８号

(一部未施行)

目次

第１章　総則(第１条―第６条)

第２章　市民等の参加及び協力(第７条―第10条)

第３章　減量化及び資源化の推進(第11条―第21条)

第４章　廃棄物の適正処理(第22条―第33条)

第５章　手数料等(第34条―第37条)

第６章　雑則(第38条―第41条)

附則

第１章　総則

(目的)

第１条　この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、資源の有効利用及び生活環境の保全を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　減量化　廃棄物の発生を抑制することをいう。

(2)　資源化　活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用すること、原材料として利用すること、熱源として利用すること等をいう。

(市長の責務)

第３条　市長は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に努めなければならない。

２　市長は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

３　市長は、前２項に定める責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究、技術の開発等に努めなければならない。

(市民の責務)

第４条　市民は、相互に協力し、廃棄物の分別排出の促進等により、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に努めるとともに、市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第５条　事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努め、事業活動に伴って発生した廃棄物(以下「事業系廃棄物」という。)を自らの責任において適正に処理するとともに、市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(相互協力)

第６条　市長、市民及び事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に当たっては、相互に協力しなければならない。

第２章　市民等の参加及び協力

(市民等の参加及び協力)

第７条　市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理を推進するために必要な施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の参加及び協力の下で行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自主的活動に対する支援等)

第８条　市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民及び事業者の自主的活動に対し情報、技術等の提供その他必要な支援を行い、その育成に努めるとともに、これらの者の意見を施策に反映できるよう努めなければならない。

(高岡市廃棄物減量等推進審議会)

第９条　減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理の推進に関し、調査し、及び審議するため、高岡市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

２　審議会は、委員20人以内で組織する。

３　前２項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第10条　市長は、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理等の推進に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

２　廃棄物減量等推進員は、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理等の推進に関する市長の施策への協力その他の活動を行う。

第３章　減量化及び資源化の推進

(分別収集による資源回収の徹底等)

第11条　市長は、資源化に配慮した分別収集の徹底を図るとともに、市の処理施設に搬入された廃棄物のうち有用なものを資源化し、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(資源回収業者等への協力要請等)

第12条　市長は、減量化及び資源化を促進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者の育成に努めなければならない。

(市民の減量化及び資源化)

第13条　市民は、資源化が可能な物の分別を図るとともに、資源化を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(事業者の減量化及び資源化)

第14条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発を行うこと及び製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。

２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等の方法を市民に周知し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成３年法律第48号)第２条第４項に定める再生資源をいう。)及び再生品を利用すること等により、資源化に努めなければならない。

(資源化可能な物の分別の徹底等)

第15条　事業者は、資源化が可能な物の分別の徹底、複数の事業者の協力による資源回収その他資源化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(包装、容器等の適正化)

第16条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、減量化のため、適正な包装、容器等を使用するよう努めなければならない。

２　事業者は、商品の販売等に際して、当該商品について、適正な包装、容器等を市民が選択できるよう努めなければならない。

３　市長は、包装、容器等の適正化を推進するため、市民及び事業者の意識の啓発を図り、事業者に対して必要な協力を求めること等の措置を講じなければならない。

(事業用大規模建築物の管理者等の義務)

第17条　事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の管理者は、市長の指導に従い、当該事業用大規模建築物から発生する事業系廃棄物で産業廃棄物以外のもの(以下「事業系一般廃棄物」という。)の減量化及び資源化を図らなければならない。

２　事業用大規模建築物において事業を行う者で管理者以外のものは、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化に関し、当該事業用大規模建築物の管理者に協力しなければならない。

(減量化・資源化計画書の提出)

第18条　事業用大規模建築物の管理者は、毎年１回、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物から発生する事業系一般廃棄物の減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化・資源化計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

２　事業用大規模建築物の管理者は、減量化・資源化計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(廃棄物管理責任者)

第19条　事業用大規模建築物の管理者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(改善勧告)

第20条　市長は、事業用大規模建築物の管理者が第17条第１項、第18条又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の管理者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(受入拒否)

第21条　市長は、事業用大規模建築物の管理者が前条の規定による勧告に従わなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

第４章　廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の計画的処理)

第22条　市長は、法第６条第１項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(一般廃棄物処理計画の策定等)

第23条　市長は、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

２　市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、これを公表するものとする。

３　前２項の規定は、一般廃棄物処理計画を変更する場合に準用する。

(市民の自己処分及び搬出等)

第24条　市民は、日常生活に伴って生じた一般廃棄物(以下「家庭系一般廃棄物」という。)で容易に処分することができるものは、生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するよう努めなければならない。

２　市民は、自ら処分しない家庭系一般廃棄物(臨時かつ多量の家庭系一般廃棄物及び犬、猫等の死体を除く。)については、分別を徹底し、市長が指示する定期の収集の日時に所定のごみ集積場に搬出しなければならない。この場合において、燃やせるごみについては、市長が指定する袋(以下「家庭系燃やせるごみ指定袋」という。)に収納しなければならない。

３　市民は、臨時かつ多量の家庭系一般廃棄物又は犬、猫等の死体の収集、運搬及び処分(以下「収集等」という。)を市長に依頼しようとするときは、その旨を届け出るとともに、その収集等の実施に際しては、市長の指示に従わなければならない。

(資源物の所有権)

第24条の２　前条第２項の規定によりごみ集積場に搬出された家庭系一般廃棄物のうち、資源物(資源化を目的として収集するものをいう。以下同じ。)の所有権は、市に帰属する。

２　市長が指定する者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(事業者の自己処理責任)

第25条　事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物の自己処理基準)

第26条　市民又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第３条又は第４条の２に定める基準に従わなければならない。

(市長が処理する事業系廃棄物)

第27条　市長は、やむを得ないと認めた場合に限り、事業系一般廃棄物について、一般廃棄物処理計画に基づき、収集等を行うことができる。

２　法第11条第２項の規定に基づき、市長は、一般廃棄物と合わせて処分することができる産業廃棄物で、事業者に処分させることが生活環境の保全上支障があると認められるものその他公益上市長が処分する必要があると認められるものを処理することができる。

(事業系一般廃棄物の収集等に係る届出等)

第28条　事業者は、事業系一般廃棄物の収集等を市長に依頼しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事業系一般廃棄物の種類、予測数量その他必要事項を届け出なければならない。

２　事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

３　第１項に規定する届出を行った事業者は、その収集等の実施に際しては、市長の指示に従わなければならない。この場合において、燃やせるごみについては、市長が指定する袋(以下「事業系燃やせるごみ指定袋」という。)に収納するとともに事業所名を明記しなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第29条　市長は、製品、容器等で廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを、適正処理困難物として指定することができる。

２　市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(排出禁止物)

第30条　市民及び事業者は、市長が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

(1)　有毒性、危険性、有害性若しくは引火性のある一般廃棄物又は著しい悪臭を伴う一般廃棄物

(2)　特別管理一般廃棄物

(3)　前条第１項の規定により指定された適正処理困難物

(4)　容積又は重量の著しく大きい一般廃棄物

(5)　前各号に定めるもののほか、市長が行う処理に著しい支障を及ぼす一般廃棄物

２　市民又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物の処分を行おうとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(事業用大規模建築物における事業系廃棄物の保管場所)

第31条　事業用大規模建築物を建築しようとする者は、あらかじめ市長と協議のうえ、当該事業用大規模建築物における事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

(改善勧告)

第32条　市長は、市民及び事業者又は事業用大規模建築物を建築しようとする者が第30条又は前条の規定に違反していると認めるときは、これらの者に対し、期限を定めて改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(廃棄物搬入の届出)

第33条　市民又は事業者は、一般廃棄物又は第27条第２項に規定する産業廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その種類、数量その他必要事項を市長に届け出なければならない。

第５章　手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第34条　市長は、一般廃棄物の収集等に関し、別表第１に定める手数料を徴収する。

２　前項の手数料徴収の基礎となる数量等は、市長の認定するところによる。

３　第１項に規定する手数料の徴収方法については、規則で定める。

(産業廃棄物処理手数料)

第35条　市長は、法第13条第２項の規定に基づき、第27条第２項に規定する産業廃棄物の処理に関し、別表第２に定める手数料を徴収する。

２　前項の手数料徴収の基礎となる数量等は、市長の認定するところによる。

(手数料の減免)

第36条　市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第34条第１項に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等)

第37条　法第７条第１項若しくは第４項の規定による許可を受けようとする者、法第７条の２第１項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第１項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところによる一般廃棄物収集運搬業等の許可申請書を市長に提出しなければならない。

２　前項に規定する許可を受けようとする者は、申請の際、別表第３に定める手数料を納付しなければならない。

３　第１項に規定する許可の有効期間は、２年とする。

第６章　雑則

(報告の徴収等)

第38条　市長は、法第18条第１項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、市民又は事業者その他必要と認める者に対し、当該廃棄物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第39条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、市民又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者)

第40条　法第21条第３項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条に規定する資格を有する者

(2)　前号に掲げるもののほか、廃棄物の処理に関し、十分な知識及び技能を有すると市長が認める者

(委任)

第41条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、平成17年11月１日から施行する。

(経過措置)

２　この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成５年高岡市条例第23号)又は福岡町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成７年福岡町条例第３号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

３　施行日から平成18年２月28日までの間における別表の適用については、同表中「30円」とあるのは、「40円」とする。

４　この条例の規定にかかわらず、平成18年３月31日までの間、合併前の福岡町の区域については、別表中「

|  |  |
| --- | --- |
| 家庭系一般廃棄物のうち燃やせるごみの収集等を行う場合 | 家庭系燃やせるごみ指定袋  大型(45リットル)  １袋につき　30円  中型(20リットル)  １袋につき　20円  小型(10リットル)  １袋につき　10円 |
| 事業系一般廃棄物のうち燃やせるごみの収集等を行う場合 | 事業系燃やせるごみ指定袋  １袋(45リットル)につき　120円 |

」の部分は適用しない。

附　則(平成17年12月22日条例第252号)

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則(平成23年12月19日条例第29号)

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則(平成24年３月22日条例第10号)抄

(施行期日)

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条及び第５条から第12条までの規定は、平成24年４月１日から施行する。

附　則(平成26年３月20日条例第８号)

この条例中第１条の規定は平成26年４月１日から、第２条の規定は平成26年10月１日から施行する。

別表第１(第34条関係)

一般廃棄物処理手数料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 金額 |
| 家庭系一般廃棄物のうち燃やせるごみの収集等を行う場合 | | 家庭系燃やせるごみ指定袋  大型(45リットル)  １袋につき　30円  中型(20リットル)  １袋につき　20円  小型(10リットル)  １袋につき　10円 |
| 事業系一般廃棄物のうち燃やせるごみの収集等を行う場合 | | 事業系燃やせるごみ指定袋  １袋(45リットル)につき　120円 |
| 臨時に家庭系一般廃棄物の収集等を行う場合 | | １立方メートルまでごとに　2,780円  １トンまでごとに　6,940円  (特別な処理を要する物については、１個につき300円を加算する。) |
| 環境クリーン工場で処理する場合 | 家庭系一般廃棄物を搬入する場合 | 100キログラムまで　510円  100キログラムを超えるものは、超える量20キログラムまでごとに　100円  (特別な処理を要する物については、１個につき300円を加算する。) |
| 事業系一般廃棄物を搬入する場合 | 100キログラムまで　1,240円  100キログラムを超えるものは、超える量20キログラムまでごとに　240円  (特別な処理を要する物については、１個につき780円を加算する。) |
| 不燃焼物処理場で処分する場合 | 家庭系一般廃棄物を搬入する場合 | 100キログラムまでごとに　250円  (100キログラム未満は、100キロとみなす。) |
| 事業系一般廃棄物を搬入する場合 | １トンまで　6,170円  １トンを超えるものは、超える量200キログラムまでごとに　1,240円 |
| 犬、猫等の死体の収集等を行う場合 | | １体につき　2,160円 |
| 犬、猫等の死体を処分する場合 | | １体につき　300円 |
| し尿(福岡区域に限る。) | | 100リットルにつき　620円 |

備考　この表において「特別な処理を要する物」とは、ボイラー、電気温水器、除湿器、冷水機、大型の厨房機器(ステンレス等が張ってあり縦・横・奥行きの合計が1.5メートルを超えるもの)、スプリングの入っているベッド・ソファー等、コピー機等のOA機器その他の破砕等の前処理が必要な物をいう。

別表第２(第35条関係)

産業廃棄物処理手数料

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額 |
| 環境クリーン工場で処理する場合 | 100キログラムまで　1,240円  100キログラムを超えるものは、超える量20キログラムまでごとに　240円 |
| 不燃焼物処理場で処分する場合 | １トンまで　6,170円  １トンを超えるものは、超える量200キログラムまでごとに　1,240円 |

別表第３(第37条関係)

一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額 |
| 法第７条第１項の規定による一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 | １件につき　10,000円 |
| 法第７条第６項の規定による一般廃棄物処分業許可申請手数料 | １件につき　10,000円 |
| 法第７条の２第１項の規定による一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 | １件につき　10,000円 |
| 法第７条の２第１項の規定による一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料 | １件につき　10,000円 |
| 浄化槽法第35条第１項の規定による浄化槽清掃業許可申請手数料 | １件につき　10,000円 |
| 上記許可証の再交付手数料 | １件につき　5,000円 |